

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **波佐見町** (都道府県: **長崎県**)
 本事業の担当部局名 **企画財政課**

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)							
個別事業名	波佐見町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続					
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度 H28 年度					
対象経費支出予定額 ※(注)1	4,800,000 円							
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)							
	「波佐見町まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、子育て環境の向上を図る事を基本目標とし、具体的取組みとして「男女の出会いの場の提供」と「子育て環境の充実と負担軽減」を掲げている。 そこで、子育て支援及び夫婦応援、若年者や低所得者への経済的負担の軽減を本事業の位置づけとする。 新規に婚姻した世帯の婚姻に伴う住宅取得費用、住宅賃借費用及び引越費用に対する支援を実施する。 なお実施に当たっては、県との連携により、以下の取組を併せて実施する。 1 婚活・結婚支援について協議検討する県の協議会への参加 (1)長崎県婚活サポート官民連携協議会への参加(官民一体となって出会いから結婚までを支援するための協議・検討を実施) (2)県と市町との意見交換の実施 2 受給世帯の新生活の円滑なスタートアップを支援するための取組 (1)県作成の動画視聴の義務付け (2)受給世帯による周知広報、受給世帯への追跡調査(広告塔、モニターとしての役割付与)							
	婚活支援(出会いの機会提供)から先の、結婚に向けた支援(希望する時期に結婚できる環境づくり)については、結婚新生活支援事業の一般への浸透が十分ではなく、結婚後押し効果を十分に発揮できていないことと、いまだ市町ごとの取組の差が大きいことが県全体の課題となっていることから、本町は、県との連携により結婚新生活支援事業の認知度向上に取り組み、希望する時期に結婚できる環境づくりを拡げていく必要がある。							
	(本個別事業における現状と課題)							
(課題への対応)								
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
	【対象費目】							
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
	【その他独自要件】							
2. 申請見込								
①新規世帯見込	7	世帯						
上記のうち	ともに29歳以下	7	世帯					
	左記以外		世帯					
【積算根拠】								
7件(支給見込世帯数)×60万円(補助上限額)=4,200千円 直近3年(R1 3世帯、R2 4世帯、R3 2世帯)の結婚新生活支援事業の実績をベースに年齢・所得要件緩和分を加味して世帯数を概算								
【令和4年度申請状況】								
令和4年4月~令和5年1月								
申請 実績 世帯数 2 世帯								
②継続補助見込	見込世帯数	継続補助実施の有無	有					
	2		世帯					
	対象経費支出予定額	600,000	円					

3. 広報の実施予定				
広報紙、ホームページ・SNS等による周知、婚姻届提出時の周知 ポスター・チラシによる広報(市民課等窓口、自治会回覧、婚活イベント・公共施設) 民間事業者に対しポスター・チラシによる広報を依頼(飲食・ブライダル・不動産・引越等事業者、コンビニエンスストア、ドラッグストア、バスセンター等) なお、県においても、結婚・子育てを応援する広報資料に掲載するほか、ホームページ、婚活支援窓口等での広報を実施				
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	転出超過数	人	43 (R6)	30 (R3)
	合計特殊出生率		1.79 (R6)	1.78 (H28-R2)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.78 (H28-R2)	
	婚姻件数	件	53 (R3)	
	婚姻率		3.7 (R3)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	40
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	50
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	100	50
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県婚活サポート官民連携協議会において、県と市町の連携・役割分担手法を検討する。 ・受給者への支援については、県は動画視聴確認、アンケート実施を、市町は動画視聴依頼、アンケート周知を行う。 ・制度の広報については、県と市町が連携して実施する。また、市町を通じ地域づくり団体や子育て支援団体等の協力を得ながら、少子化対策全般の広報の中においても制度の周知を図る。 			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県婚活サポート官民連携協議会を通じて、民間団体に対し広報依頼を行う。 ・県の地域コーディネーターと連携し、地域づくり団体や子育て支援団体等の協力を得ながら、少子化対策全般の広報を通じて、制度の周知を図る。 			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。

①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮き上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像

像及びその中での本個別事業の位置付け

②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)

③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。